

現在、大学・短期大学・高等専門学校（第4学年）・専修学校（専門課程）に在学しており、2020年度に進級予定の皆さんへ

給付奨学金案内



- ・この冊子では、2020年度から実施される新しい給付奨学金制度について、現在在学する学校を通じて2019年度に行う申込手続きを中心に説明しています。
- ・この冊子を読んで給付奨学金についてよく理解したうえで、申込手続きを進めてください。

2019年度版

知っておいてほしいポイント

給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育における修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

支給額の見直し

毎月の支給額は、前年の所得金額等に基づき、毎年度10月に見直されます。

対象となる学校

給付奨学金を利用できる学校は、国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校です。確認を受けていない学校に在学する人は、本冊子で案内する給付奨学金を利用することはできません。

奨学金の振込みは進級後です

申込みは2019年度に行いますが、給付奨学生として採用されるのは2020年4月以降となるため、給付奨学金の振込みは2020年4月以降です。

※学校からの推薦は、2019年度の学業成績等を確認したうえで行われます。

学校からの指示にしたがって申込みましょう

奨学金の申込みには、在学している学校の推薦が必要となるため、申込手続きは学校を通じて行います。学校の指示にしたがって提出書類等に間違いがないよう十分確認のうえ手続きを進めてください。手続きに不備があると採用審査の遅れにつながり、採用決定が遅れる場合があります。

マイナンバーは、直接日本学生支援機構に提出します

申込みに必要な書類のうち、マイナンバー関係書類については学校ではなく日本学生支援機構に直接提出します。学校へ提出しないよう注意しましょう。

※授業料の減免

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料の減免も同時に受けることができます。ただし、別途、在籍する学校での申込みが必要ですので、詳細については、学校に問い合わせてください。

目次

奨学金制度①	支給金額	4ページ
奨学金制度②	支援対象者の要件（基準）	6ページ
奨学金制度③	支給対象校	11ページ
奨学金制度④	奨学金の支給方法	11ページ
申込手続き①	申込みの流れ	12ページ
申込手続き②	必要書類と提出先の確認	13ページ
申込手続き③	スカラネット入力準備用紙への記入	14ページ
申込手続き④	在留資格等の確認（日本国籍でない場合）	14ページ
申込手続き⑤	世帯人員と生計維持者の確認	15ページ
申込手続き⑥	収入状況の確認	16ページ
申込手続き⑦	資産の確認	17ページ
申込手続き⑧	スカラネットから申込情報を入力	17ページ
申込手続き⑨	マイナンバー関係書類の提出	18ページ
スカラネット	スカラネット入力上の注意点	19ページ
進級後の手続き①	申込みから支給終了までの流れ	21ページ
進級後の手続き②	進級後の手続き	22ページ

12ページと13ページの間に「給付奨学金確認書」と「スカラネット入力準備用紙」を挟み込んでいます。説明を読みながら、「給付奨学金確認書」「スカラネット入力準備用紙」に必要な事項を記入してください。

本冊子の用語

- あなた・・・奨学金を申し込む学生本人
- JASSO・・・日本学生支援機構
- 大学等・・・大学、短期大学、高等専門学校（第4・5学年）、専修学校（専門課程）
- 生計維持者・・・父母（父母ともいる場合は2人とも）。父母ともいない場合は、代わって家計を支えている主たる人（たとえば祖父・祖母等）
- 社会的養護を必要とする人・・・18歳となった時点で次の児童養護施設等に入所して（養育されて）いた人
児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

奨学金制度① 支給金額

1. 一般の課程

給付奨学生として採用されてから原則として正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分:詳細は7ページを参照）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

学校種・世帯の所得金額に基づく区分		国 公 立		私 立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・ 専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
高等専門学校 (4～5年生)	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円

(注1) 自宅通学とは、学生等が生計維持者（父母等）と同居している（又はこれに準ずる）状態のことをいいます。

「自宅外通学」の月額を選択する場合、自宅外通学であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）の提出が毎年度必要です。

なお、自宅外通学の区分で支給を受けるためには、次のいずれかに該当している必要があります。

ア.実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）

イ.実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）

ウ.実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）

エ.実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）

オ.その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

(注2) 生活保護世帯（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

2. 通信教育課程

2020年度分から原則として正規の卒業年度まで、世帯の所得金額に基づく区分（7ページ）に応じて、授業形態（印刷教材、スクーリング、放送、メディア）、学校の設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）に関わらず、下表の金額（年額）が原則として年1回振り込まれます。

区分	(国立・公立・私立/自宅・自宅外共通)
第Ⅰ区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円



「一般の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、以下の国費による給付金（※）を受けている間は、給付奨学金の支給を停止します。ハローワークや役所からあなたが受けている給付金がないか必ず確認してください。

※ 教育訓練支援給付金、訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当、職業訓練受講給付金、高等職業訓練促進給付金、職業転換給付金を指します。

<参考1> 現在受給している給付奨学金の取扱い

現在、JASSOの給付奨学金を受給している人は、2020年度から実施される新しい給付奨学金に切り替えることができますが、その場合、現在受給している給付奨学金を辞退しなければなりません（そのことを給付奨学金確認書において承諾する必要があります）。

また、在学している大学等が新しい給付奨学金の対象とならなかった場合、あなたが新しい給付奨学金の要件に該当しない場合は、引き続き現在受給している給付奨学金を受けることができます。

<参考2> 新しい給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

第一種奨学金の貸与を受けている人が、新しい給付奨学生に採用された場合、給付奨学金の支給を受けている期間中に同時に受けることができる第一種奨学金の月額は、次の表のとおりです。第一種奨学金の貸与を受けている人は、現在の月額から減額又は増額されることがあるので注意してください。

学校種別・給付奨学金の区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
短期大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	3,800円 (7,100円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円
高等 専門学校	第Ⅰ区分	7,900円 (5,600円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	20,200円 (20,700円)	15,100円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、32,500円 (20,000円、35,800円)	20,000円、 33,000円	24,600円 (28,800円)	26,000円
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	1,900円 (3,800円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	16,200円 (19,500円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円

(注1) 生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

(注2) 30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます。

(注3) 第一種奨学金を利用している人が新しい給付奨学金に申し込む際は、貸与月額が調整（減額又は増額）されることを給付奨学金確認書において承諾する必要があります。

(注4) 夜間部（昼夜課程を除く）に在籍している人への貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。詳細はJASSOホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。

奨学金制度② 支援対象者の要件（基準）

2020年度に進級する予定の人で、次の1から3のいずれにも該当する人が支援対象となります。ただし、2020年3月に卒業予定の人、2020年度に編入学又は転学を予定している人、専攻科へ進学予定の人などは、今回の募集では申し込むことができません。

1. 学業等に係る基準

2019年度末の学業成績が次のいずれかに該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

- ア GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること
- イ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

なお、2019年度秋入学者については、以下のいずれかに該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

- ア 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること
- イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ウ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること



学修計画書の詳細については、学校に確認してください。

採用された場合も、その後の学業成績などによっては、支給が打ち切りになることがあります。（22ページ）

ただし、学業成績が下表の「廃止」の区分に該当する人は、採用されません。

区分	学業成績の基準
廃止	1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	1 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。（前の「廃止」の区分の2に掲げる基準に該当するものを除く。） 2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 3 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。（前の「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く。）

2. 家計に係る基準（収入基準・資産基準）

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

収入基準の審査には、あなたと生計維持者（父母等）のマイナンバーのJASSOへの提出が必要です。

「収入基準」については、JASSOホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」（右のQR）で、あなたの世帯構成で収入基準に該当するかより具体的に確認できますので、是非ご利用ください。



(1) 収入基準

【第Ⅰ区分】 あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※1）

【第Ⅱ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

（※1） ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

（※2） 支給額算定基準額^{★1}=課税標準額×6%-（調整控除額+調整額）^{★2}（100円未満切り捨て）

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、（※1）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（調整控除額+調整額）に3/4を乗じた額となります。



① 2019年1月1日時点で日本国内に住民票がない人は、マイナンバーで必要な情報を取得できないため、代わりとなる書類（一部所定様式あり）の提出が必要です。

② 海外居住のためマイナンバーの交付を受けていない等の事情により奨学金申込時にマイナンバーを提出できない人は、代わりとなる課税証明書等の書類の提出が必要です。マイナンバーの提出がない場合、給付奨学金を受け続けるためには、同様の書類を進級後も毎年提出する必要があります。

【収入・所得の上限額の目安】

おおよそ次の金額となります。

（単位:万円）

世帯人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者の世帯 （年間の収入金額）			（★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
(a) 2人	本人、母（★）	229	332	402	131	197	251
(b) 3人	本人、母（★）、 高校生	289	391	457	172	241	295
(c) 4人	本人、親①（★）、 親②（無収入）、 高校生	295	395	461	186	256	305
(d) 4人	本人、親①（★）、 親②（給与所得者）、 高校生	親①：295 親②：115	親①：336 親②：155	親①：409 親②：155	親①：169 親②：115	親①：195 親②：155	親①：246 親②：155
(e) 5人	本人、親①（★）、 親②（パート）、 高校生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：207 親②：100	親①：256 親②：100	親①：309 親②：100

（注1）表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

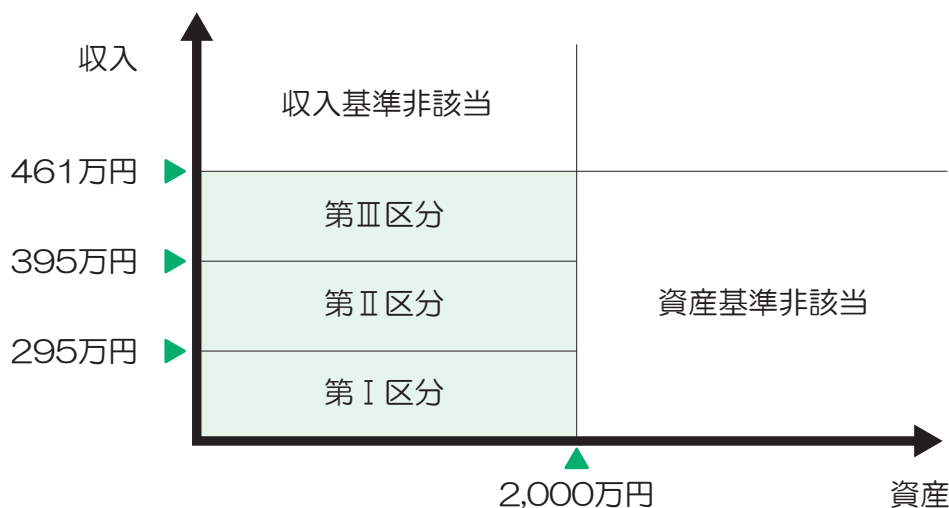
（注2）本人（あなた）が前年の12月31日現在19歳～22歳であるものとして試算しています。

(2) 資産基準

あなたと生計維持者(2人)の資産額の合計(※)が2,000万円未満(生計維持者が1人のときは1,250万円未満)であること

(※) 資産とは、現金やこれに準ずるもの(投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含みません)。なお、資産に関する証明書(預金通帳のコピー等)の提出は不要です。

【収入と資産について(イメージ)】 7ページ表中中段(c)の4人世帯の場合



3. その他の基準

次の(1)及び(2)のいずれにも((2)は日本国籍でない人に限る。)該当する人が支援対象となります。

給付奨学生採用後に次のいずれかに該当しないことが判明した場合は、採用を取り消すと同時に、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

(1) 大学等への入学時期等に係る基準

以下①~③のいずれかに該当する人

① 高等学校等(※1)を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日(※2)までの期間が2年を経過していない人

※1 高等学校等とは、国内の高等学校(本科)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)及び専修学校の高等課程(修業年限が3年以上のもの)を指します(インターナショナルスクールや在外教育施設等の卒業者はここに含まれないため、③を参照)。

※2 現在在学する大学等に編入学又は転学した人は、編入学又は転学する前に在学していた学校に入学した日とします。なおこの場合、編入学又は転学する前に在学していた学校を卒業又は修了等した後1年以内に現在在学する大学等に編入学又は転学している必要があります。

◎例えば、以下のような人が対象となります。

- ・2017年3月に高等学校等を卒業 → 2019年度末までに大学等へ入学した人
- ・2016年3月に高等学校等を卒業 → 2018年度末までに大学等へ入学した人
- ・2015年3月に高等学校等を卒業 → 2017年度末までに大学等へ入学した人
- ・2015年3月に高等学校等を卒業 → 2017年度末までにA短期大学へ入学し、A短期大学を卒業後1年以内にB大学へ編入学した人

- ② 高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」といいます。）の受験資格を取得した年度（16歳となる年度の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人（5年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人は含みます）で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

◎例えば、以下のような人が対象となります。

- ・ 16歳となる2013年度から5年を経過していない2015年度に認定試験に合格し、2018年度末までに大学等へ入学した人
- ・ 16歳となる2008年度から5年以上経過した2015年度に認定試験に合格し、2018年度末までに大学等へ入学した人（5年経過後の2013年度、2014年度に認定試験を受験していることが必要）

- ③ 以下のA～Cのいずれかに該当する人（その他、外国の学校教育の課程を修了した人など）

A 学校教育法施行規則第150条に該当する高等学校等を卒業した人と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する人であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

- (A) 外国において学校教育における12年の課程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定したもの
(B) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人
(C) 文部科学大臣の指定した人

◎上記（A）について、例えば以下のような人が対象となります。

- ・ 外国の学校で18歳となる2015年度に12年の課程を修了し、2018年度末までに大学等へ入学した人

B 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する人であって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学しなくなった日の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

- (A) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
(B) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる専修学校において、高等学校を卒業した人に準ずる学力があると認めたもの

◎上記（A）について、例えば以下のような人が対象となります。

- ・ 高校2年生の17歳（2014年度）で「飛び入学」によりA大学へ入学したが、19歳（2016年度）の時にA大学を退学した人が、2015年度の末日から2年の間（2017年度末まで）に別のB大学へ入学した場合
- ※ なお、高校2年生の17歳（2017年度）で「飛び級」により大学等へ入学した人は対象となります。

C 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する人であって、入学した日が20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までのもの

(A) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認められた人であって、18歳に達したもの

(B) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した人に準ずる学力があると認められた人であって、18歳に達したもの

◎上記(B)について、例えば以下のような人が対象となります。

- ・17歳となる2015年度に専修学校高等課程(2年間)を修了後、准看護師として3年間勤務(2018年度)した後に、個別の入学資格審査によって21歳となる2019年度に専修学校専門課程(3年課程)へ入学した人

(2) 在留資格等に係る基準(日本国籍でない場合)

外国籍の人は、次の①～③のいずれかに該当する人のみ支援対象となります。

該当する場合、申込みの際に在学する学校を通じて在留資格及び在留期間等の記載がある「住民票の写し」の原本又は在留カード(若しくは特別永住者証明書)のコピーの提出が必要です。(14ページ)

① 法定特別永住者(※1)

② 在留資格(※2)が、「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人

③ 在留資格が「定住者」であって、日本に永住する意思がある人

(※1) 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)に定める法定特別永住者を指します。

(※2) 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)の定めによります。



① 在留資格の記載が上記以外の場合(「家族滞在」等)は支援対象となりません。

② 「法定特別永住者」及び「永住者」の人については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。

奨学金制度③ 支給対象校

新しい給付奨学金の支給を受けられる学校は、下表で支給対象としている学校種別・課程のうち、国又は地方公共団体から授業料等減免や給付奨学金の対象となることの確認を受けた学校です。

◎国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校の一覧

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm

(表内の記号の意味) …○:支給対象 ×:支給対象外 △:表下(※)を参照

学校種別・課程		支給の可否
大学	学部・学科	○
	通信教育課程	○
	専攻科・別科(※)	×
短期大学	学科	○
	通信教育課程	○
	専攻科(※)	△
高等専門学校	4・5年生	○
	専攻科(※)	△
専修学校	専門課程	○
	通信教育課程	○

(※)大学の専攻科、別科は対象外です。また、短期大学及び高等専門学校の専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限ります。

●令和元年度版 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が認定した短期大学・高等専門学校専攻科一覧

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html

奨学金制度④ 奨学金の支給方法

給付奨学生であるあなた本人名義の口座に原則毎月振り込みます。奨学金の申込みまでに、振込先の口座を開設しておいてください。

【取扱い金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行(ゆうちょ銀行を含む)、信用金庫、労働金庫、信用組合(一部を除く)	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行(楽天銀行、ジャパンネット銀行等)、その他一部の銀行(新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行)
口座	本人名義の普通預金(通常貯金)口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

【奨学金振込日】(2020年度の予定)

支給月	振込日	支給月	振込日	支給月	振込日
4月分	4月21日	8月分	8月11日	12月分	12月11日
5月分	5月15日	9月分	9月11日	1月分	1月8日
6月分	6月11日	10月分	10月9日	2月分	2月10日
7月分	7月10日	11月分	11月11日	3月分	3月11日

(注1) 上表の振込日が金融機関の休業日のときは前営業日となります。

(注2) 初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月の分までがまとめて振り込まれます。

申込手続き① 申込みの流れ

申込手続きの流れは次のとおりです。申込みは、必要書類を学校に提出した後、インターネット（「スカラネット」と呼んでいます）を通じて行います。書類の提出やスカラネットの入力に際しては、学校から指定された期限までに行わなければなりません。

それぞれの期限については学校に確認し、忘れないよう23ページの「おぼえ書き」に記入しましょう。

(1) 申込関係書類の受け取り、「給付奨学金確認書」の提出

学校から申込関係書類を受け取り、書類の提出期限等を確認し、「給付奨学金確認書」を学校へ提出します。



(2) 識別番号の確認

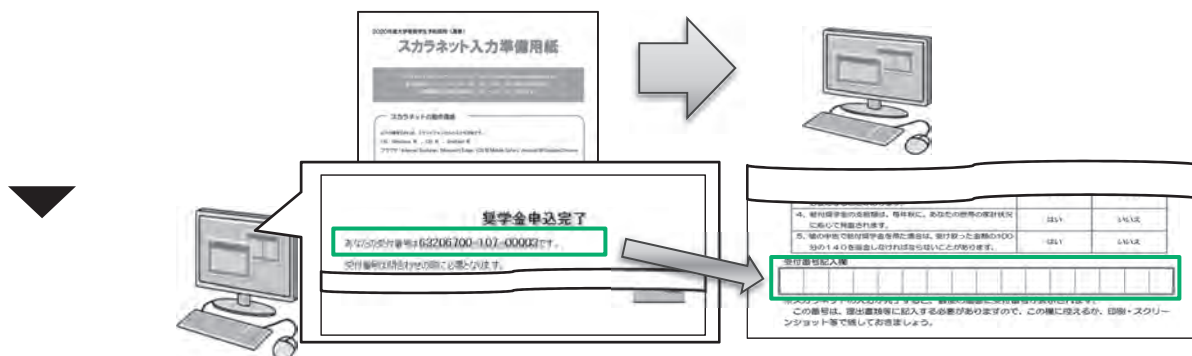
学校からスカラネット入力に必要な識別番号（ユーザID・パスワード）を受け取ります。

(3) 「スカラネット入力準備用紙」の記入、提出書類の作成・取得

インターネットで申込みを行う際に入力が必要な情報をあらかじめ「スカラネット入力準備用紙」に記入し、申込みに必要な書類を作成・取得します。

(4) スカラネットでの申込入力

「スカラネット入力準備用紙」を見ながら、インターネットで申し込みます。



(5) マイナンバーの送付

マイナンバー関係書類は提出用封筒に入れ、スカラネットでの申込入力後**1週間以内**に、学校ではなく、直接JASSOに簡易書留で郵送します。



【申込手続き完了】

申込手続き② 必要書類と提出先の確認

提出先に注意したうえで、必要書類を提出してください。

下表1.「給付奨学金確認書」とは、奨学金を申し込むにあたり、奨学金の制度・手続き等に関する定めに従うことについて確認する重要な書類です。

確認書の裏面に記載の事項は、「給付奨学金案内」（本冊子）に記載している内容です。

冊子をよく読み、理解したうえで記入してください。

必要書類	概要	提出先
【全員】 1. 「給付奨学金確認書」	JASSOの諸規程を確認のうえ遵守することを約束する書類 ※現在、給付奨学金を受給している人が新しい給付奨学生に採用されたときは、 <u>受給している給付奨学金を辞退することを承諾する旨記載があります。</u> ※第一種奨学金を利用している人が新しい給付奨学生に採用されたときは、 <u>貸与額が調整されることを承諾する旨記載があります。</u>	在学している学校
【該当者のみ】 2. 「2019年度 課税証明書」（コピー可）	申込者本人が現在住民税を課税されている場合のみ提出 ※学生本人が住民税を課税されるのは、平成30年1月～12月の1年間の所得が概ね以下に該当する場合があります。 （未成年の場合）所得125万円（額面の収入約200万円）を超える人 （成年の場合）所得35万円（額面の収入約100万円）を超える人	
【該当者のみ】 3. 「在留資格及び在留期間が明記されている証明書」	申込者本人が外国籍の場合、申込可能な在留資格であることを示すために提出（14ページ参照） ・在留カード（コピー） ・特別永住者証明書（コピー） ・住民票の写し（原本） 等、在留資格・在留期間（※）が明記されているもの ※「法定特別永住者」及び「永住者」の人については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。	
【該当者のみ】 4. 「施設等在籍証明書」（施設長発行） 「児童（里親）委託証明書」（児童相談所発行） 「措置解除決定通知書」（児童相談所発行） 等	18歳となるまでに児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類 ※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可。	
【全員】 5. マイナンバー提出書類	5-1. マイナンバー提出書 JASSOがマイナンバー及び地方税情報を利用すること等に同意する書類 5-2. 番号確認書類 申込者本人及び生計維持者のマイナンバーが記載された書類 5-3. 身元確認書類 申込者本人の身分証明書類	日本学生支援機構 （注）専用の封筒で、郵便局の窓口から簡易書留により直接郵送

申込手続き③ スカラネット入力準備用紙への記入

学校からスカラネット入力に必要な識別番号（ユーザID・パスワード）を受け取った後、本冊子中央に挟み込まれている「スカラネット入力準備用紙」を取り出し、申込みに必要な情報をスカラネットへ入力する前に、この冊子の該当ページを読んで「スカラネット入力準備用紙」へ記入する準備をしてください。

申込手続き④ 在留資格等の確認（日本国籍でない場合）

外国籍の人は、申込みができる**在留資格等**に制限があります。

申込みを行う際は、在留資格及び在留期限（在留期間の満了日）（法定特別永住者及び永住者を除く。）を申告し、申込可能な在留資格であることの証明書を提出する必要があります。また、在留期限（在留期間の満了日）が申込日以前の人は申し込みできません。^{※1}

国籍	在留資格等	提出書類
日本国以外	法定特別永住者 永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者 ^{※2}	・「在留カード」（コピー） ・「特別永住者証明書」（コピー） ・「住民票の写し」（原本） 等、在留資格・在留期間が明記されているもの
	上記以外	申込みできません

（※1） 申込時点で在留期間が経過している場合でも、延長申請中であれば申し込みができます。この場合、延長申請中の書類（コピー）を学校経由で機構へ提出する必要があります。なお、法定特別永住者又は永住者の人は、在留期間が記載されている必要はありません。

（※2） 定住者は、将来永住する意思のある人に限ります。

重要：在留カードの確認《スカラネット入力準備用紙への記入箇所》

① 「在留資格」欄から選択してください。

② 「在留期間（満了日）」欄に満了日の西暦年月日を記入してください。

申込手続き⑤ 世帯人員と生計維持者の確認

申し込みには、**申込時点での世帯人員**（同一世帯の人）と、あなたの生計に関する申告が必要です。
以下の説明を読み、世帯人員と生計維持者を確認してください。

1. 世帯人員

世帯人員（同一世帯の人）とは、同居別居にかかわらず、**あなたと生計が同じ人（同一生計）**です。
下表の人は、あなたと同一生計となり世帯人員に含まれます。

① 勤務地の関係（単身赴任・出稼ぎ等）で別居している父（母）
② 専業主婦（主夫）で無収入の母（父）
③ 通学や病気療養のために一時的に別居している人
④ （②の生計維持者に）扶養されている祖父母等

2. 生計維持者

生計維持者とは、あなたの学費や生活費を負担する人を指し、JASSOでは**原則父母（2名）**とします。

ただし、次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合は、生計維持者は1名とします。

生計維持者については、JASSOホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係るQ&A」を併せて確認してください。

JASSO 生計維持者

検索



（1）生計維持者を父又は母のいずれか（1名）とする主なケース

①父又は母と死別している場合

ただし、父又は母が再婚（事実婚を含む）し、あなたとその再婚相手が同一生計である場合は、生計維持者は父又は母とその再婚相手（2名）です。

②父母の離婚により、あなたが父又は母と別生計となっている場合

ただし、以下の場合は、生計維持者は2名となります。

- あなたが未成年かつ父母が離婚した場合で、例えば、親権者ではない母と同居し、親権者である父と別居している場合は、生計維持者は親権者を含めた父母（2名）です。
- 離婚した父又は母が再婚（事実婚を含む）し、あなたとその再婚相手が同一生計である場合は、生計維持者は父又は母とその再婚相手（2名）です。

③父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない場合

（2）生計維持者を父母以外（1名）とする主なケース

①父母と死別し、あなたが祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合

2名以上から経済的支援を受けている場合は、主たる支援者（1名）となります。

②父母が、生死不明、意識不明、精神疾患等により、意思疎通ができないため、あなたが祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合

③あなたが結婚しており、父母ではなくあなたの配偶者に扶養（※）されている場合

※納税手続きにおいて、あなたの配偶者の扶養に入っている場合

（3）あなた自身を生計維持者（1名）とする主なケース

①社会的養護を必要とし、18歳となるまで児童養護施設等に入所して（又は養育されて）いた場合

②父母と死別し（又は生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず）、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を全く受けていない場合

③あなたが結婚しており、あなたが自身の配偶者を扶養している場合



① 生計維持者が1名（独立生計者を含む）であることについて、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

② 社会的養護を必要とする人の場合には、そのことを証明する書類を提出してください。

※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可。

申込手続き⑥ 収入状況の確認

1. 生計維持者が海外に居住している場合

給付奨学金では、あなた及び生計維持者の課税標準額をもとに選考を行います。海外赴任等により日本で住民税が課税されていない場合、選考に必要な情報をマイナンバーで取得できません。

そのため、JASSOホームページに掲載している内容に従って、必要な書類を提出していただく必要があります。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/moshikomi/kaigaikyoku.html>



① 2019年1月1日時点で、日本国内に住民票がない生計維持者がいる場合

2019年度（2018年1月～12月分）に日本で住民税が課税されていないため、JASSOホームページに掲載している「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を作成し、必要書類を添付のうえ学校に提出してください。

② 海外赴任等によりマイナンバー関係書類の提出ができない場合

JASSOホームページに掲載している「マイナンバーに代わる提出書類（様式）」を作成し、必要書類を添付のうえ学校に提出してください。（①に該当する場合は、必要書類として「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を添付してください。）

2. あなた(申込者本人)に所得がある場合

給付奨学金では、あなたが市町村民税を課税されている場合、あなたの所得も申告する必要があります。下表に該当する人は記載の書類を提出してください。

あなたの状況	2018年1～12月までの1年間の所得	提出書類	発行元
未成年	市町村民税が課税されている（所得125万円（額面の収入が200万円程度）を超える）	2019年度 課税証明書（コピー可） ※市町村民税が課税されていない（所得125万円以下）人は提出不要	市区町村役場
成年	市町村民税が課税されている（所得35万円（額面の収入が100万円程度）を超える）	2019年度 課税証明書（コピー可） ※市町村民税が課税されていない（所得35万円以下）人は提出不要	

課税証明書には、以下の項目が記載されていることが必要です。



1. 課税標準額
2. 調整控除額
3. 税額調整額
4. 扶養親族の数
5. 合計所得金額
6. 総所得金額等
7. 控除等に係る本人該当区分

申込手続き⑦ 資産の確認

給付奨学金を希望する場合、あなた及び生計維持者（原則父母）の資産額を申告する必要があります。

【基準額】 資産の合計額が下記の基準額を超える場合は、支援対象となりません。

生計維持者が2人の場合：2,000万円未満

生計維持者が1人の場合：1,250万円未満

※対象となる資産の範囲は以下のとおりで、土地・建物等の不動産は対象になりません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

- ・現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
- ・預貯金（普通預金、定期預金等）及び有価証券（株式、国債、社債、地方債等）

申込手続き⑧ スカラネットから申込情報を入力

学校から交付される学校固有の識別番号「ユーザID」と「パスワード」、「マイナンバー提出書」に記載しているあなた固有の「申込ID」と「パスワード」により申込情報の入力を始めます。

入力が完了すると、**受付番号**（「8桁—3桁—5桁」の計16桁の番号）が表示されますので、**画面印刷またはスクリーンショットを撮る等して控えてください**。また、23ページの「おぼえ書き」に記入してください。



控えをとり忘れた場合や、申込内容の印刷を忘れた場合は、学校に確認してください。

① 入力用ホームページへアクセス

「スカラネット入力準備用紙」の表紙に記載されているアドレスを入力するか、QRコードを読み取り、入力用ホームページにアクセス（接続）します。

PC・スマートフォン・タブレットから入力が可能です。推奨環境は、19ページを参照してください。

② 申込内容の入力

「スカラネット入力準備用紙」を見ながら申込内容を入力してください。



1画面あたり30分の時間制限があります。

制限時間を過ぎると画面が強制終了（最初からやり直し）となりますので、入力時間には注意してください。

③ 申込内容の確認・送信

申込内容をよく確認して、間違いがなければ[送信]ボタンを押してください。この送信ボタンを押すことにより、入力されたすべての申込情報が機構へ送られます。

④ 受付番号の確認と申込内容の印刷

受付番号が表示されれば、申込は正常に終了しています。[印刷]ボタンを押して印刷するか、画面のスクリーンショットを撮り、受付番号と申込内容を控えておいてください。



[終了]ボタンを押すと、その後は**申込内容の確認や印刷ができなくなります**。[終了]ボタンを押す前に、印刷するかメモを取る等により申込内容を記録してください。

⑤ 控えた受付番号を、「マイナンバー提出書」の受付番号欄に記入します。

スカラネットの入力については、19ページの「スカラネット入力上の注意点」を確認してください。

申込手続き⑨ マイナンバー関係書類の提出

奨学金の申込みにはマイナンバーの提出が必要です。学校から配付される「**マイナンバー提出書のセット**」を確認し、次の1.～3.の書類をととのえましょう。

マイナンバー関係書類は、スカラネット入力後、**1週間以内**に同封の提出用封筒に入れて、学校ではなく**直接JASSOへ、郵便局の窓口から簡易書留により郵送**してください。なお、過去の奨学金の申し込み等で提出したことがある人も、あなたとあなたの生計維持者（原則父母）のマイナンバー関係書類を改めて提出する必要があります。

1. マイナンバー提出書

「マイナンバー（個人番号）の提出方法」を確認のうえ、作成してください。あなたとあなたの生計維持者の署名・押印が必要です。

2. 番号確認書類

あなたとあなたの生計維持者のマイナンバー（個人番号）が記載された書類の提出が必要です。

次のいずれかの書類を、あなたとあなたの生計維持者それぞれ1点提出してください。

- ・マイナンバーカード裏面のコピー
- ・通知カードのコピー
- ・マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（原本又はコピー）

※1 発行日・発行印があり、発行日が6か月以内のものが有効です。

※2 1枚にあなたとあなたの生計維持者それぞれのマイナンバー（個人番号）が記載されている場合は、1枚で複数人の番号確認書類として使用できます。



あなたとあなたの生計維持者**それぞれ1点の確認書類が必要です**。添付忘れが多いのでよく確認して提出してください。

3. 身元確認書類

あなたの身元を確認する書類の提出が必要です。書類により2点必要な場合がありますので「マイナンバー（個人番号）の提出方法」チラシを確認のうえ、提出してください。

- ・いずれか**1点のみで有効**な身元確認書類（いずれもコピー）

（例）「マイナンバーカード表面」、「氏名と生年月日の記載がある写真付き学生証」、「パスポート」、「運転免許証」、「障害者手帳」、「療育手帳」等

※ 氏名と生年月日が記載（印字）されたページをコピーしてください。

- ・いずれか**2点が必要**な身元確認書類（いずれもコピー）

（例）「健康保険証」、「在学証明書」、「氏名と生年月日の記載がある写真なしの学生証」、「年金手帳」、「戸籍謄本または戸籍抄本」、「住民票の写しまたは住民票記載事項証明書」

※1 氏名と生年月日が記載（印字）されたページをコピーしてください。

※2 あなたの番号確認書類として通知カードを提出する場合に限り、マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出することができます。また、発行日・発行印があり、発行日が6か月以内のものが有効です。

スカラネット スカラネット入力上の注意点

学校から、インターネット入力に必要な「ユーザID」と「パスワード」が交付されます。学校が定める期限までにインターネットでの申込入力を行ってください。

なお、申込入力中に一つの画面で30分を過ぎると自動的にタイムアウトします。最初からやり直しとなりますので注意してください。

1. 入力の流れ

① 申込入力用ホームページ

次のアドレス（半角・小文字）を入力し、申込入力用ホームページにアクセス（接続）します。

スカラネット用ホームページアドレス（URL） <https://www.sas.jasso.go.jp/>

入力可能時間

受付時間8：00～25：00（24：00～25：00は翌日の受付扱い）

※土日祝日も入力可能です

※最終締切日の受付時間は8：00～24：00となります。

スカラネットの動作環境

以下の環境であれば、スマートフォンからの入力も可能です。

OS:Windows 系、iOS 系、Android 系

ブラウザ:Internet Explorer、Microsoft Edge、iOS版Mobile Safari、Android版Google Chrome

推奨する詳細な製品名等は、スカラネット用ホームページ（https://www.sas.jasso.go.jp）のトップページを参照してください。

（注）MAC系OSや、Firefox、PC版Google chrome 等、上記以外の環境下においては未確認のため動作保証しておりません。

② ID・パスワードの入力

学校から交付された「ユーザID」、「パスワード」と、「マイナンバー提出書」に印字されている「申込ID」、「パスワード」をそれぞれの画面に入力し、[送信]ボタンを押してください。

《マイナンバー提出書 見本》

マイナンバー提出書情報

マイナンバー提出書情報

「マイナンバー提出書」に印字されている申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。

注1) パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。

注2) 「マイナンバー提出書」についての注意事項

- ◆ 奨学金の申込みには、原則として、あなたとあなたの生計維持者(原則父母)のマイナンバーの届出が必要です。
- ◆ 「マイナンバー提出書」の提出先は学校ではありません。指定の送付先(日本学生支援機構)へあなたから直接送付してください。
- ◆ この申込入力完了後は、「マイナンバー提出書」に必要事項を記入し必要な証明書類とあわせて、専用封筒を使って速やかにこの申込入力後1週間以内に送付(届出)してください。

申込ID:

パスワード:

見本

※マイナンバー提出書の見本を表示します。

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

次へ

③ 申込内容の入力

「スカラネット入力準備用紙」を確認しながら申込内容を入力してください。

④ 申込内容の確認・送信

申込内容をよく確認して、間違いがなければ[送信]ボタンを押してください。[送信]ボタンを押すことにより、入力されたすべての申込情報がJASSOへ送られます。

※[送信]ボタンを押すと、申込者本人が申込情報を修正することができなくなります。

送信後、修正を希望する場合は、学校へ申し出てください。

⑤ 受付番号の確認と申込内容の印刷

受付番号が表示されれば、申込みは正常に終了しています。[印刷]ボタンを押して申込内容を印刷し、入力した内容を残しておいてください。

※[終了]ボタンを押すと、その後は申込内容の確認や印刷ができなくなります。

[終了]ボタンを押す前に、印刷又はスクリーンショットを撮る等により受付番号を控えてください。

2. 入力制限

① 使用不可な文字

氏名は原則、住民票の記載とおりに入力してください。ただし、次のⅠ～Ⅲの留意点があります。

Ⅰ 旧字体・異体字等は、JASSOのシステム上登録できない文字があります。この場合、常用字体・通用字体で表示されます（吉→吉、祐→祐、廣→廣 等）。

また、旧字体・異体字等の一部、対応できない文字があります。エラーとなり先に進めませんので、常用字体・通用字体で入力してください。対応する常用字体・通用字体が無い場合は、ひらがなで入力してください。

Ⅱ 読み方を表す「カナ氏名」には、カタカナの「ヲ」は使用できません。「オ」と入力してください。

Ⅲ 外国籍の人の氏名は、住民票の記載をもとに、日本語で入力してください。

(例) 奨学 ジョン 太郎 → 【姓】奨学 【名】ジョン太郎

- ・「姓」にファミリーネームを、「名」にファーストネームとミドルネームをまとめて入力してください。
- ・氏名が全てカタカナの場合、漢字氏名欄・カナ氏名欄ともに、カタカナで入力してください。
- ・(申込者本人のみ) 銀行の振込口座が「名→姓」の順で登録されている場合には、例外的に振込口座に合わせて入力してください。

② 文字数の制限（本人氏名欄、生計維持者欄）

「漢字氏名」欄は姓・名それぞれ5文字まで、「カナ氏名」欄は姓・名それぞれ15文字まで入力できます。

制限文字数を超える場合は、入力可能な文字数まで入力してください（名前が途中で途切れていてもかまいません）。漢字氏名欄は途中で入力を止め、カナ氏名欄でフルネームを入力してください。

※全角漢字氏名欄に5文字を超えて入力すると、エラーになり先に進めません。

カナ氏名欄は15文字まで入力できますので、フルネームを入力してください。

(例) 奨学 トーマス 太郎

- ・漢字氏名欄 【姓】奨学 【名】トーマス太（「郎」は切る）
- ・カナ氏名欄 【姓】ショウガク 【名】トーマスタロウ

進級後の手続き① 申込みから支給終了までの流れ

申込者

申込み

学校から必要書類を受け取り、申込みの期限等を確認します。
奨学金の振込先の口座を開設します。
給付奨学金確認書等の必要書類を学校へ提出し、インターネットで申込みを行います。

マイナンバーの提出

インターネットでの申込み後、1週間以内あなたと生計維持者のマイナンバー関係書類をJASSOに簡易書留で郵送します。

学校

在学からの推薦

在学において申込者の学業成績・学修意欲を確認。基準を満たすことをJASSOに通知。

進級（2020年4月）

採用決定、奨学金の振込開始

- 「現況届」の提出
進級後、インターネットで「現況届」を提出します。
- 「誓約書」の提出

（毎月の奨学金の振込）

- 適格認定（家計）（毎年夏）
- 適格認定（学業）（毎年春*）
★1年制又は2年制の短大・専門学校及び高等専門学校については毎年2回、適格認定（学業）を行います。
※適格認定の結果により、支給額の見直しなどを行います。
※この他にも、奨学金支給中に様々な届出や報告を求められることがあります。必要な手続きを行わない場合、奨学金の支給が遅れたり、止まったりする可能性があります。
- 在籍報告（毎年:複数回）
定期的にインターネットを通じて在籍状況や通学状況等の申告が必要となります。実施時期等は学校を通じて案内しますので、その際は期限までに手続きを行ってください。

支給終了（卒業）

（奨学金支給中）
奨学生

奨学金制度

申込手続き

スカラネット

進級後の手続き

進級後の手続き② 進級後の手続き

1. 「現況届」の提出

進級後（2020年4月以降）、「現況届」を提出します。（詳細は、採用決定時にお知らせします。）



自宅外月額の支給を受ける者は、現況届提出後、アパートの「賃貸借契約書」や「入寮許可書」等のコピーを提出する必要があります。

2. 適格認定（家計）

奨学金支給期間中、毎年、JASSOが、あなたと生計維持者の所得の情報（マイナンバーにより取得）やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準（6ページ）の支援区分の見直しを確認します。



- ①確認の結果、奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。
- ②申込者は全員マイナンバーを提出する必要がありますが、特段の事情により申込時にマイナンバーを提出できない者については、申込時に加え、支援期間中、毎年、所得に関する書類を提出していただきます。

3. 適格認定（学業等）

在学する大学等により、学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果がJASSOに報告されます。



次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給が打ち切られます。（懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります。）

- (1) 退学・停学（3カ月以上）の処分を受けた場合
- (2) 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合
- (3) 修得単位数が標準の5割以下の場合
- (4) 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合

次のいずれかの場合には、「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支給が打ち切られます。

- (1) 修得単位数が標準の6割以下の場合
- (2) GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合（事情がある場合の特例措置を検討中）
- (3) 出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

4. 在籍報告

在籍状況や通学形態などの申告内容に変更がないこと等について、定期的に報告を求めます。

期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。

※その他の必要な手続きについては、給付奨学生となった人への通知やJASSOのホームページなどで案内します。

おぼえ書き

学校から指定された申込期限や書類の提出日等を記入して、提出もれなどのないようにおきましょう。

申込関係書類の学校提出期限

提出期限： 月 日 (曜日) 時まで

スカラネット申込入力期限

提出期限： 月 日 (曜日) 時まで

スカラネット申込入力完了時の受付番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

マイナンバー関係書類郵送日

郵送日： 月 日 (曜日)

簡易書留受領証（控え）貼付欄

メモ

～ ご案内 ～

ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp>

奨学金

検索

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。ぜひ活用してください。

● 奨学金貸与・返還シミュレーション

奨学金の種類、貸与月額、利率などさまざまな条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。

● 進学資金シミュレーター

自身の家計情報等を入力することで、受けられる奨学金の種類や金額、学生生活を送るための収支を試算できる便利なシミュレーションツールです。

申込みに関するお問い合わせ先

● 日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金制度や手続きに関する一般的なお問い合わせに関する相談窓口です。



0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

● マイナンバー提出専用コールセンター

マイナンバーの提出方法に関するお問い合わせ先です。

「提出用の専用封筒をなくしてしまった」

「用意する書類が分からない」

「生計維持者が海外に長期間滞在しているのでマイナンバーを受け取っていない」



0570-001-237 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～18時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(*)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金給付業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む。）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。